

## 裁判員経験者意見交換会議事録

**司会者：** 私は大阪地方裁判所第15刑事部で今、裁判員裁判等の裁判長を務めております裁判官の松田と申します。本日は、この意見交換会の司会進行を担当させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、大阪地方裁判所で裁判員を経験された方々の中から5名の方にお越しいただきました。お忙しい中、本当にありがとうございます。この意見交換会は、経験者の方々から、それぞれ参加された事件を通じて、裁判員裁判についての御意見、御感想等をお伺いいたしまして、裁判員裁判の実情を広く知っていただくとともに、制度をよりよいものとするために行われるものです。本日は、ぜひ忌憚のない御意見をお話しただいて、我々裁判所そして、検察庁、弁護士会にとりましても、有意義な会になればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず最初に、本日の意見交換会に参加しております検察官、弁護士、裁判官から、それぞれ簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。

**山本検察官：** 大阪地検の検察官の山本と申します。よろしく願いいたします。

この春から裁判担当の検察官をやっております、半年ちょっとというところではありますが、担当してる事件の中には、裁判員裁判対象の事件もございますので、今日ここで勉強させていただいたことを、明日から反映させていければいいなと思ひまして、今日は来ました。本日は、よろしく願いいたします。

**西谷弁護士：** 大阪弁護士会の西谷と申します。

裁判員裁判の経験は10か11とか、それぐらいじゃないかと思ひます。ふだんの事件では情状弁護が多いんですけども、裁判員裁判の中では、殺人未遂のような事件もありました。今日は難しい法律概念ということで、私も、また勉強させていただきます。ありがとうございます。

**辛島裁判官：** 大阪地方裁判所で裁判官をしております辛島と申します。

ふだんから裁判員裁判をやらせていただきまして、いつもよりよいものにしたいなと思ってるところではありますけれども、本日のこの意見交換会での御意見等もお聞かせいただいで、それを踏まえて、さらによい裁判員裁判の審理、評議をしていきたいなと思っております。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

**司会者：** それでは、まず最初、本日の意見交換会の全体的な進行について、ざっと御説明させていただきたいと思ひます。お手元のファイルの1枚目と2枚目を御覧ください。本日の進行予定を書かせていただいでしております。まず最初に、実際に裁判を担当されてから少し時間もたつてるといふこともございませうので、それぞれの方々に裁判を担当しての全体的な印象について、御感想、印象等について、お伺ひしたいと思ひます。その後、本日のメインテーマの1つになりますが、難しい法律の要件が問題になる事件における審理及び評議といふことで、それぞれなかなか難しい事件を担当していただいたと思ひますので、それについてどんな点が難しかったですとか、どんなやりがいがあったですとか、お一人お一人から、いろいろ御意見、御感想等をお伺ひできればと思ひます。その後、10分ぐらい休憩をとつた後、今度は、裁判員裁判により参加しやすくなるための方策として、参加するに当たつて、御家族あるいは職場との関係で障害があったかどうか、御理解があったかどうかといふようなところをお伺ひして、今後、裁判員裁判をより参加しやすくするために、どんな工夫ができるのかみたいなこともお聞かせ願ひえればと思ひます。その後、守秘義務についての感想や御意見をお伺ひして、最後に、今後これから裁判員になれる方へのメッセージをお話しいただいで、4時半ぐらいには終わりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速、意見交換会の中身のほうに入つていきたいと思ひます。まず、さっきも御説明しましたが、本題に入る前に、皆さん、急にこのような場に出つて、傍聴人も今いるところで、緊張されてるかなといふこともありましょ

うし、また、今申したように、それぞれ少し前の事件だったということもあるでしょうから、私のほうから、それぞれが大体どんな事件を担当されたのかということを中心に御紹介いたします。経験者の方々には、裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象、あるいは裁判員裁判を経験することによって、経験する前と比べて、何か皆さんの中で変わったことがあるかといったようなことをあわせてお話をお伺いできればと思っています。

まず最初に、経験者の1番の方からなんですけども、1番の方が参加された裁判は事件名としては殺人ですかね。それで、事案の概要としては、被告人が路上に被害者を転倒させて馬乗りになった上で、被害者の首を右手で押さえつけて圧迫するなどして、被害者を死亡させたと、このような事案のようです。

争点としては、まず行為態様ですかね。被告人が被害者の首を右手で押さえつけて圧迫したのかどうかという行為態様と、もう一つ殺意の有無が争点になっておりました。双方の主張は、特に殺意の有無については、検察官は人を死亡させる危険性の高い行為を、そのような行為であると分かった上で行った場合には、殺意が認められるとした上で、被告人は右手で被害者の首を相当に強い力で相当時間圧迫していたのであるから殺意が認められると、このような主張をされていたみたいです。これに対して、弁護人は、被告人が命を奪う危険性が高いとまでは思っていなかった可能性があるというのを主張されていました。証拠としては、被害者の首の傷跡がどのようにしてできたのかについて、解剖医の方の証言、証人尋問が行われたようで、また、犯行状況についての目撃者2名の証人尋問もあったようです。結論としては、殺意を認めたというような判決になっているんですが、ざっとこのような事案だったと思いますが。

今言ったような裁判を担当されて、感想、印象、あるいは経験された前と後で何か変わった点があるかどうかについて、お話をお伺いできればと思います。

**裁判員経験者1：** 感想といいますか、当時全体的にやっぱり終始緊張してたっていうのがあります。もう1年以上前の話なんですけども、最初そういう話を

聞かされて、びっくりしてるのと、あと、それを理解していくのと。それで、裁判になったときに、その後の尋問でもやっぱり緊張してたなと思います。まあ全体的には、終始緊張してたのかなと思います。難しい、あんまりなじみのない言葉をいろいろ裁判長の方から聞かされたので、とりあえず理解していこうということに一生懸命になったのかな。その後どう変わったかということ、例えばニュースとか、テレビで見ている、これ裁判員裁判になっているんだというような事案が出てくるんですけど、そういうのを見ながら、理解は深まったかなと思います。

**司会者：** ありがとうございます。去年の9月ぐらいの事件でしたですかね。緊張されたということですが、進んでいくうちに、緊張がほぐれていくみたいなことはなかったでしょうか。

**裁判員経験者1：** その審理なり話なりしてると、ほぐれていくというのはあるんですけども、やはり最後まで、どこかに緊張はしていたので、今言うたように。裁判が去年の確か台風のとき。大阪台風21号やったかな。それで、5日間の予定だったのが、4日になっちゃったんですね。バタバタして、裁判が開けるかどうかみたいなのところもあったので、そういうところでも落ちつかないような感じはありました。

**司会者：** なかなか御苦労だったところでもあったと思いますが、どうもありがとうございます。

続きまして、経験者の2番の方からお話をお伺いしたいと思います。2番の方の担当された事件も、多分去年の9月ぐらいでしょうかね。殺人、銃刀法違反、死体遺棄ということで、事案の概要としては、被告人が共犯者2名と共謀の上、被害者を拳銃で射殺した事案です。被害者を射殺したのは、主犯格の共犯者ということで、被告人自身は射殺後の運転手役ということのようです。

争点としては、この殺人と拳銃の発射罪について、被告人が共同正犯かどうかということが争点となっていたようです。検察官は共犯者らとの間で、被害者を射殺することについての意思を通じ合っているということと、自分たち

の犯罪として重要な役割を果たしたとして、共同正犯が成立すると主張されていたと。これに対して弁護人は、そのような意思を通じ合ったことは認められない。あるいは、被害者を殺害する動機もなく、何の役割も果たしてないとして、共同正犯は成立しないというような主張をされているということで、証拠としては共犯者2名の証人尋問等が実施されたようです。その上で、結論としては、共同正犯が成立するというふうな結論になったようですが、このような事案を担当していただいて、全体的な印象、感想、あるいはそのようなことを経験された後で、前と何か変わった点があるかどうか。お話をいただければと思います。

**裁判員経験者2：** はい。私も、時期は台風が来た1年前になるので、改めて資料を見ると、こんな事案だったんだなと、今思っています。先ほどおっしゃったように、証拠がはっきりしたものがあるのではなく、どちらなんだろうという考え方で決めていくというような方向だったので、緊張と、それから、あまりそういったことで物事を見ていなかったの、どうしていいのか戸惑った点が多かったように思います。でも、みんなで事実をまず見て、見直して、各々の意見を全員が言い合うっていうのは、社会でも、なかなか得手不得手があって、言える人と言えない人がいる中で、あの場では全員が自分たちの考えを言えたり聞けたりして、貴重な体験だったなと思っています。入ってくださる裁判官の方が、とってもナビゲートがお上手で、しゃべれなさそうな人でもしゃべれるみたいな空気をつくってくださったのは、すごいなと思っておりました。

その後は、そういった点を経験した上で、一旦物事を考えるようになったことと、さまざまな事件のニュースを見るときに、なるべく一方通行じゃないような考え方をしようとか、小さいことを心がけるようにはなりました。今日、このファイルを拝見すると、やはり忘れていたことが多いなと思います。

**司会者：** なかなか充実した裁判のようで、よかったと思います。どうもありがとうございました。

では、続いて、経験者の3番の方です。事案をざっと説明させていただきますと、これも去年の10月ぐらいですかね。殺人未遂ということで、事案の概要としては、被告人が電車内で優先座席に座っていた被害者に因縁をつけて、その髪の毛をつかんだところ、被害者から抵抗されて逆上して、電車から降りた被害者の肩をつかんで、その腹部をナイフで複数回突き刺すなどしたという殺人未遂の事案ですかね。

争点としては、殺意も争われ、また、犯行前に被害者が被告人の顔面を殴るなどしていることから、過剰防衛が成立するんじゃないかということも争点となったようです。検察官は、殺意があるということと、過剰防衛については、被告人がナイフで攻撃を開始した時点では、被害者は逃げるように電車を降りていたので、危険が差し迫っているような状況じゃない。正当防衛が認められるような状況じゃないので、過剰防衛は成立しないというような主張をされているようです。それに対して、弁護人は、殺意については、もみ合いの中の出来事で、わざわざ腹部を狙ったものではないというようなことを言って、殺意はないということと、過剰防衛についても、被告人は被害者から殴られるなどしたこと、身を守るためにナイフで刺したので、やり過ぎな面があるので、正当防衛じゃないですけど、過剰防衛が成立するという主張をされていました。立証としては、被害者、目撃者、あるいは、被告人の話を聞いてということになったようです。結論としては、殺意を認め、また、過剰防衛の成立も否定をされたというような結論になったと聞いております。

では、経験者の3番の方も裁判を担当された全体的な印象、感想、あるいは裁判を経験された後と前とで、何か変わったことがあったかなどについて、少しお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

**裁判員経験者3**： 今話していたとおりの事件なんですけども、約1年ぐらい前ですね、これ担当したのは。今思えば、よい経験をしたなと思います。でも、当時は、裁判所から何か来てるよっていうことですね。家でも結構何だ何だということで、こういうことが当たった。でも、実際行っても当たらないだろうと

いう感じでね。裁判所に行きまして、最終的には裁判員に当たってしまって、当たった本人が一番びっくりしてるということでした。でも、実際にやってみて、本当にいい経験したと思いますし、裁判所なんか行ったことなかったんですよね。労働組合で、傍聴してくださいと言われてて、暇があったら行きますと言ってるんですけど、行ったことなかったんですね。それが初めての裁判で、後ろじゃなくていきなり一番前で裁判員として参加して、裁判の流れっていうのも全然分からなかったんですけども、その辺も裁判所の方に詳しく説明していただけてきたと思います。

あと、裁判員裁判をやってから、やはり関心を持つようになりましたよね。ニュースで流れるような事件でね。裁判員裁判で判決が出ましたということで内容を見ても、ああ、この事件は大変だったんだろうとかね。そういうふうな感想や関心を持つようになりまして、僕の周りや職場でも、ああ、あいつ裁判員行ったんだなということで、いろんなことを聞かれたんですよね。もちろん守秘義務はありますので、裁判の細かい内容は言いませんでしたけども、やった感想だとかね。あと内容じゃないんですけども、裁判官とのやり取りとか、そういうこともあったよとは言いまして。皆さんね、やっぱり僕の職場の中でも、関心持ってくれてる人は多いと思います。

**司会者：** いろいろ経験を広めていただけてるようで、本当に感謝をしたいと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、経験者の4番の方ですかね。事案としては殺人になりますかね。これも去年の多分10月ごろかなとは思いますが。事案の概要としては、社員寮に住んでいた被告人が、隣の部屋に住んでいた被害者に対して首を刃物で複数回突き刺すなどして死亡させたという事件のようです。

争点としては、殺意の有無と、実際この刃物を被害者が持ち出してるようですから、正当防衛の成否。そして、被告人が精神疾患を有していたことから、責任能力が問題となったようです。立証としては、殺意の有無や正当防衛については、同じ社員寮の居住者の供述をまとめたような報告書と、あとは、被告

人の話を聞いて判断されたようで、また、責任能力については、精神科のお医者さんが来て証言をされ、それを前提に判断をされたようです。結論的には、殺意ありとして、責任能力については、一定程度犯行に影響を与えたようですが、大きく与えたものではないとあって、完全責任能力を認めています。ただ、正当防衛については、被害者が被告人に刃物を向けていたということから、何らかの反撃をすることが許される状況にあったと認めた上で、状況としては、被告人がこの刃物を奪ってしまっているのです。被害者のほうが圧倒的に劣勢になってることから、過剰防衛が成立するというような判断をされたようです。

このような事件を担当された全体的な印象、感想、あるいはこの裁判を担当された後と前と何か変わった点があるかどうかについて、経験者4番の方、何かありましたら、お話をいただければと思います。

**裁判員経験者4：** 国語力がないので、どこまで説明できるか分からないんですけど、やっぱり始めと最後で感情的にも違いましたし、被告人と被害者の方の年齢差が孫とおじいちゃんぐらい違うので、やはりおじいちゃんのほうが、先に手を出したとかっていうのはどうなのかなと思いつつ、その亡くなられた方には、何も発言力もなく身内の方もいなかったもので、ちょっと裁判で泣いてしまったというか、死人に口なしで、本当にかわいそうと思ったんですけど、やはり法律に基づいて裁判というものがこうやって進められていくんだなというのを初めて経験させていただいて、自分のためにもよかったなと思いました。

あと、裁判員になって、お昼休憩とかに、裁判官の方と、今まで直接お弁当を食べるっていうことがなかったものですから、いろんな質問をしても答えてくださったし、本当によかった。人生の中で経験してよかったと、本当に思いました。

**司会者：** どうもありがとうございました。本当に真摯に取り組んでいただいたということで、本当に感謝をいたします。



では、続いて5番の方ですけども、今年の1月か2月ごろにかけてでしょうかね。罪名としては、強盗致傷等ということで、事案の内容としては、被告人が手提げかばんを盗むために、被害者方に侵入して、手提げかばんを手にとって立ち去ろうとしたところ、それに気づいた被害者がとり返そうとしたため、無理やりかばんを奪い取った。で、その際に、被害者にけがを負わせたという事案です。

争点としては、この被害者のけがの原因が被告人の暴行によって生じたかどうか問題となって、特に、右水晶体脱臼については、被害者の眼科受診や治療が遅れたことから、被告人の暴行との因果関係が問題となった、弁護人はそこを争われたといったような事案というふうに聞いております。結果としては、因果関係を認めたという結論になったというふうに聞いておりますが、この事件について、御担当していただいた感想、印象、あるいは、担当していただく前か後で、前と何か変わったことがあるかといった点について、お話を伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

**裁判員経験者5：** 私、裁判所からこの通知が去年の12月に来たんです。1月に来てくださいということで来ました。そのとき、来られた方25人おられて、そのうちから8名が選ばれたわけですけども、みんな真面目そうな方ばかりで、事件の内容を聞いて、自分のことのように真剣に評議をし合って。また、その評議の中で、睡眠時間を削られるぐらいに、その方の量刑とかいうことを考えるような場面もあったりして、1人の人生のために、これだけの方々が真剣に取り組む場面っていうことが、今まで生きてきた人生の中であったらろうかと思ったときに、私はなかったなと思いました。他の方々も同じ意見でした。1人のためにここまで考えたことはない。もちろん身内ではあるんですけども、他人のためにここまで考えたことはなかったということをおっしゃってました。

全体を通して思ったことは、評議のときに、私、裁判官というイメージは、司法試験に合格して、もう法律で、がんじがらめの頭のかたい人たちばかり

とってたので、今さっきどなたかおっしゃったように、話をうまくナビゲートするとかいう印象はまるでなかったんですけども、お菓子を置いてくれたり、コーヒーを置いてくれたりしてくださって。また、おいしい食事がここにあるよとかいうことも教えてくださってですね。非常に和やかに、おしゃべりが下手な人も上手な人も、みんなが均等におしゃべりができるような雰囲気作りをしてくださって、本当に1人の人の人生を考えるために、みんな一人一人の意見をうまく引き出してくださったなというふうに思っていて、すごく私にとっていい経験をさせていただいたと思っております。

この裁判が終わった後も、どなたかおっしゃってましたが、テレビでやはり事件があるたびに、裁判員裁判になったんだらうなど。そのときに、この凶悪な事件について悩まれた方は、やはり同じように睡眠時間を削られたんだらうとかいうことを思いながら、テレビや新聞報道を見るようになりました。

以上です。

**司会者：** はい、どうもありがとうございます。本当にそのように真摯に取り組んでいただいて、これは法曹三者として非常に頭が下がるところだと思い、本当にどうもありがとうございます。

今日来られた経験者の方々に全体的な感想や印象等をお伺いしたんですけども、ここまでのところについて、参加されてる検察官、弁護士、裁判官のほうから、何かこの点について聞きたいというようなところはございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続いて、本日の意見交換会のメインテーマである難しい法律の要件が問題となる事件における審理及び評議というところに入っていきたいと思えます。ざっと事案の概要で説明をさせていただきましたが、やはり皆さん殺意ですとか、正当防衛、過剰防衛、共同正犯が成立するか、因果関係はどうか、責任能力はどうか。あるいは、この1つの事件で殺意、正当防衛、責任能力と複数が問題となっているかなり難しい類型の事件を担当していただいたと思えます。それを担当していただいて、最後までやり抜いていただいたとい

うことで、それなりに御苦労、やりがい、あるいは検察官、弁護人、あるいは裁判官のほうにも、もう少しこうしてほしかったとか、いろんなことをお聞かせ願えないかなと思っていて。裁判所、検察庁、弁護士会のほうも、それを踏まえて、また同じような難しい事件があった場合に、今後の参考にしていきたいなというふうに思っております。

まずは恐ろしくなかなか難しかった点があったのかなというふうにも思われますので、今言ったような、この法律概念が問題となった点で、何か御苦労された点、難しかった点について、ここはどなたからでも結構なんですけども、こんなところが難しかったとか、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5 :** 難しかった点というのは、被害者が血を流して、その写真を提示されたものが白黒だったんですね。まあ新聞報道とかテレビ報道とかでも、極力証拠とかを今 PTSDにならないように、裁判員裁判ではすごく配慮して、証拠をすごくソフトにするような配慮をされてるっていう報道を目にするのですが、やはりその被害者の方が血を流したものが黒くなってたら、もう墨汁なのか汚れなのかわからない。どれだけ痛い目をして、どれだけ血が流れたのかっていうのがまず伝わってこないというのがあって、それがすごくどう判断したらいいのかというのが、私個人的には難しい点がありました。

もう一つは、被害者の方の傷の部分をイラストで描いたわけですね。具体的には漫画みたいに描いてあって、この額の部分がこういう傷でしたよって、イラストで描いてあったんですね。それは写真で見せてもらったほうが、裁判員としては、痛々しさが伝わってきて、量刑にもつながっていくことになるんじゃないかなと。イラストにされると、何か他人事のように、痛々しさが伝わってこないといえますか、そういった部分をどう判断したらいいのかという部分が、私個人としては難しいなと思いました。

**司会者 :** 今の経験者の方の御意見につきまして、参加されてる裁判官、弁護士、検察官のほうで何かございますか。

**辛島裁判官：** 今、5番さんがおっしゃったような意見は、よく聞かせていただくところでもありまして、被害者の方の傷の写真などについては、見る人によって、受け取り方が違うところもありましてですね。できる限り裁判員の方にも、精神的なダメージ、PTSDっていうお話ありましたけれども、そういうことにならず、かつ適正な事実認定、量刑を導くためには、どうすればいいかということで、いつも裁判所のほうも腐心してやっているところでございます。

**西谷弁護士：** 弁護人の西谷です。

昔、まだこのようなPTSDのことが言われなかったころに、強盗致傷の事件で、タクシー強盗で、ぼこぼこにしちゃって流血がすごかった事案で、そのままの写真が、出たことがあります。そのとき、裁判員の方が、はあってひかれてしまって、結構量刑も重かったという思いもあります。当事者なので、弁護側からすると、血液とかが出ないのは有利なんですけど、当事者の思いとしては、証拠をやっぱり生で見ていただきたいという思いはあります。そこは検察官とは共通した意見になるときも多くて、事実を見ていただきたいという思いがあるのが当事者なんですけど、一方で、その激しい流血なんかのときは、そこがすごく印象に残ってしまって、量刑が重くなってしまったりするので、とても難しい問題だなと、本当に思っております。

**山本検察官：** 今の御意見は、まさにそのとおりという部分があるのかなというふうに思っております。特に、今お話があった中で、イラストも誰が描いているのかっていうと、基本的には検察官とか、検察事務官が、元の写真を、例えばトレースしたり、トレースが難しいものについては、模写というか、まさに写生するわけです。それには、やはり限界がどうしてもついてまいります。それで、本当にその正しい証拠に基づいて事実認定をいただけるのかっていう。それがいいほうにとれるか、悪いほうにとれるか、それは全く別の問題だと思いますが、そこはやはりちょっと考えていかないといけない場面が、全ての場面ではないのかもしれませんが、事実認定と深く結びついているような場合に

については、やはりどのようにそういう証拠を裁判員の方に見ていただくのかっていうのは、これからもっと考えていかなきゃいけないところなのかなと思っています。

**司会者：** ありがとうございます。やっぱり法曹三者のほうで、どういう形で証拠を見ていただくのかっていうのは考える必要があると思いますが、一概にどっちと言えない問題もありまして、事実認定を印象によって誤らせてはいけない側面もあると思います。これはよく考えなきゃいけないかなと思います。貴重な御意見です。どうもありがとうございました。

また、ほかの方々でも、今回、特に殺意ですとか、過剰防衛、あるいは共犯といった難しい法律概念が問題となりましたが、何かこの事件を判断する上で難しかった点、あるいは、検察官、弁護士、裁判所にこうしてほしかったみたいな点がありましたら、お伺いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1：** 難しかった点っていうところなんですけど、やっぱり最終的に、その量刑を何にするかというのが一番難しかったところなんですけど。この私の担当した案件では、殺意があったかどうかだったかというところの判断。加害者のほうは、殺すつもりなかったと。ただ、被害者のほうは、すごく殴られてるというところについての判断が、やっぱりどこからどこまでが殺意なのか。ふだん生活して、そんなことほとんど考えないので、裁判長のほうからいろんな状況を聞きながら、自分なりの考えをまとめていったところではあるんですけども、やっぱりそこが結局量刑に反映するということなので、一番難しかった。

**司会者：** ありがとうございます。殺意については、経験者3番の方、あるいは、4番の方も、同じ殺意の有無が争点になっていたと思うんですけども、この殺意の有無を判断するに当たって、何か御苦勞された点とか、難しかった点とか、あるいはそうではなかったとか、どんなことでも構いませんので、お話があればと思いますが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 3 :** 殺意の点なんですけども、日ごろ、僕たち生活する上で殺意を抱くことってあんまりないと思うんですよね。ただ、僕が担当したのは、もうナイフでおなかを刺したということなので、本人は、いや、殺す気はなかった、殺意はなかったですと言うんですけども、そういう行為があったことから、殺意を考えていくと思うんですが。

**司会者 :** 前提として、恐らくこういう場面で殺意が認められるんじゃないかみたいな説明が検察官なり、弁護人なり、あるいは裁判官のほうからあったということなんでしょうかね。それに従って判断できたというふうに理解してよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 3 :** そうですね。はい。

**裁判員経験者 4 :** その殺意のところに関しても、やはり被害者の方が首を切られて倒れた時点で、その後もめった刺しをしているというのは明らかに分かったたので、倒れた無抵抗の人を何回も刺すってということで、殺意があったかを見ていくと思いました。

**司会者 :** その前提として、どんなときに殺意が認められるかどうかは、検察官、弁護人、あるいは裁判官から説明はあったということになるんでしょうかね。

**裁判員経験者 4 :** はい。

**司会者 :** それに従って判断されて、そのような感じになったということですか。

**裁判員経験者 4 :** はい。

**司会者 :** 殺意っていうのは、なかなか判断が難しい場面もあるのかなと思いますが、今の点について、裁判官、検察官、あるいは弁護士から何かございますか。

**辛島裁判官 :** 1 番の方、他の方もおっしゃってましたけれども、日常生活でいう殺意っていうのは、殺してやるとか、死んでしまえっていうのが常識にいう殺意なのかなっていうふうに思ってます。でも、法律でいう殺意っていうの

は、必ずしも、殺してやる、死んでしまえっていうものだけではない。先ほど1番の方がおっしゃいましたけれども、どこからどこまで殺意というのかっていう問題がつきまってくるのかなというふうに思っております。実際、それが量刑をどういうふうに重くするか、軽くするかっていうことにも反映されるのかなというふうに思うんですけれども。1番さんにお聞きしたいのですが、最終的に審理、評議を経験されて、法律上の殺意っていうのはこういうふうに判断するんだというのは、1番さんの中で、すっと腑に落ちることってできましたでしょうか。

**裁判員経験者1：** そのときの裁判官の方の説明で、例えば、階段の1階からぼんと突き落として、これは殺意があったのかなかったのかと、それはもうけがするのは分かってると。それが、例えば、階段の10階から落とすとすると、それはもう必ず死ぬのがわかってるので、それはもうやっぱり殺意だろうというような説明を先にしていただいたので、それで、割とすっと、ああ、そういうことなんだと。明らかに分かってやるというのは、それはもう殺意だろうというようなことは、法律的にはそういう解釈ですよというようなお話をしていただきましたので、それで納得をしたのかな、分かったのかなと思いました。

**辛島裁判官：** どうもありがとうございました。

**司会者：** 他に、例えば、3番の方と4番の方は正当防衛、あるいは過剰防衛ということが争点になっていたと思います。多分、正当防衛が許されるような状況だったのかどうかみたいなのが争点となったようなんですけども、それについて、検察官、あるいは、弁護人の説明なり、あるいは、裁判官の説明なりで、こういうような状況だったら、正当防衛が許される、あるいは許されないみたいになっていうことについて難しかった点、あるいは、いや、そうではなかった点とかありましたら、御紹介いただければと思うんですが。

**裁判員経験者3：** 正当防衛なんですけども、僕が担当したのは、電車の中でのけんかの延長上で、降りる際にナイフで刺してしまったということなんですけ

ども、けんかが最初だったんですよね。まずは口論から始まって、被害者から手が出たんですけども、それに対して、加害者がナイフを出して、それで、ホームに降りたときに、刺してしまったということなんですけどね。そのどこまでが正当防衛、どこまでが過剰防衛かっていう点ですね。ちょっと最初は分からなかったんですけども、それでも、やはり裁判所の方が詳しく説明していただいて、おおむね把握しまして、それをもとに皆さんで話し合っただけで決めたという経緯がありましたので、そんなに難しくはなかったですね。もちろん、その裁判所の方が説明してくれたから、理解できたという点があります。

**司会者：** はい、ありがとうございました。その説明っていうのは、基本的に裁判官がしたってことになるんですか。

**裁判員経験者 3：** そうです。

**司会者：** それとも、例えば、この検察官の論告で、こういう事情があるので、正当防衛が認められないんですよみたいな説明もしていたかもしれませんが、そこら辺はどんな感じだったか、もし、御記憶があればと思うのですが。

**裁判員経験者 3：** 最初、こういうメモで見て、それから、裁判の中でも、ほぼ満員電車だったので、目撃者が多くて、何人もの証言者が出てきまして、その証言の中で、本当に1つの手の動き、右足が出て、左手が出て、もうそこまで詳しく説明していただいたので、それを見ながら理解できたというのと、もちろんそれに対して補足でこういう場合はこうなりますっていうのも説明していただいたので、理解できて、審理できました。

**司会者：** ありがとうございました。

4番さん、これも、恐らく被害者が刃物を持ち出してるんですかね。なので、正当防衛、あるいは過剰防衛みたいなところが問題となったと思うんですけども、何かここについて、検察官、弁護人の説明、あるいは裁判官からの説明で、十分評議で意見を言えるようなものであったのかどうなのか。そこはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 4：** はい。正当防衛を被告人の方が言われて、被害者の方は、過



刺に刺したとか、引っ張り込んだとかいう話になったんですけども。やっぱり裁判官の方に分かりやすく難しい言葉を使わずに説明していただきました。

**司会者：** はい、ありがとうございます。今のこの正当防衛についてですけど、何か法曹三者のほうで聞きたい点とかありますか。

**辛島裁判官：** 私個人は、実は正当防衛とか過剰防衛っていうのは、世間一般に言われる正当防衛、過剰防衛の意味合いとそんなに変わらないのかなというふうな思いもしてるところはあったんですけども、3番さんも4番さんも、裁判官からの説明があって、どこまでが正当防衛かよく分かったというお話がありました。裁判官からの説明が、もしなかったとすると、やっぱり判断するのは難しかったでしょうか。

**裁判員経験者3：** はい。もちろん僕たちだけで判断するのは難しかったと思います。そのどこまでが許されるべきか。どういう行動を行って、どういう結末に陥ったのかというのを本当に事細かく説明していただいて、それでやっと、そういうことかということで、参加した皆さんは納得して判決のほうにつなげれたと思います。

**辛島裁判官：** 分かりました。どうもありがとうございます。

**司会者：** それと、経験者の2番の方ですかね。共同正犯が認められるかどうかというところで、いろんな相談があったかどうかというところが問題になったとは思んですけど、それにプラス、その自分の犯罪かどうかみたいところで共同正犯かみたいな話もあったのかなと思って。なかなか裁判官でも、この共同正犯が認められるかどうかって難しいところかなとは思ってるんですけども、判断する上で、御苦労とか難しい点、あるいはもうちょっとこのような話があったら、このような配慮があったほうがよかったとかですね。何かございますか。

**裁判員経験者2：** まず、共同正犯と言われたときに、この言葉が聞きなじみが全くないということと、自分たちの犯罪っていう言葉が、一見楽しそうな言葉に聞こえるんですけども、すごく怖い言葉だなという印象がありました。も

ちろん皆さんも、初めて聞く言葉だったと思うんですけど、その中で、やっぱり考え方だけが決め手になるというんですか。はっきりここに何かがあって、これをとったから、この人が犯人だよっていうのではなく、こういう考え方をしたから、犯人になりますよということだったので、そこはみんな、かなり曖昧な状態ではあったんですが、やはり私たちの場合は、裁判官の方が事例を出してくださったような気はするんですけど。じゃあ、こういう考え方があるんだったら、これはこうかなみたいな道をつくっていただいた気がします。で、最終的に結論にたどり着いたので、大変だったけれども、よかったなというふうに思います。

**司会者：** はい。裁判官の説明の前に、恐らく検察官のほうで論告で、こういうようなことが認められるので、これは共同正犯ですよみたいなことは言ってましたかね。そこの説明では、何か足りない感じだったんでしょうか。

**裁判員経験者 2：** そうですね。資料はすごくしっかりしたものを検察官の方々がつくってくださってありがたかったんですが、ちょっと響かなかった。残念ながら。やはり法廷では緊張もしておりますし、帰ってきて評議の中で、ああ、そうだったのかということが、私は多かったです。

**司会者：** ありがとうございます。振り返りつつ、いろんな事例の紹介があったってことなんでしょうかね。裁判官の。

**裁判員経験者 2：** いろんなことを言うてくださるというよりは、ふらっと1つすごくいいことを言うてくださってるな。折に触れて、印象はそんな感じですよ。

**司会者：** はい、ありがとうございます。そうすると、本当は法廷での検察官の説明がもう少し頭に入ればよかったかなというような感じでしょうか。

**裁判員経験者 2：** 検察官の方の御説明は、書類に従ってはして下さるんですけども。ちょっと分かりづらかったのは、言葉が難しかった気がいたします。そのときの私には。

**司会者：** 使う言葉が難しく、直ちに理解できないようなものであったという

ことでしょうか。

**裁判員経験者 2**： かたいなど。

**司会者**： なるほど。

**裁判員経験者 2**： そんなことを覚えています。

**司会者**： ありがとうございます。何か今の点についてありますか。

**山本検察官**： 私はこの事件を担当したわけではないので、直接その担当検察官の苦勞とかがなかなか分からない部分もあるんですが、今資料を見ますと、冒頭陳述はそうでもないかなと思うんですけど、論告の場面で、根拠をいっぱい出したい。検察官としては、どうしても自分の思いを分かってほしい、自分の主張を分かってほしい、自分の主張にはいっぱい根拠があるということを出したいということで、少し数がよくも悪くも多くなっちゃったかな。もう少し大胆に譲るべきところは少し削って、幹となる部分を押し出したほうが分かりやすかったのかもしれないですね。そういうところっていうのは、自分がプレーヤーになった場合には、どうしてもそうになってしまいがちなんですね。どうせだったら、これも書いといたほうがいいのかと思ってしまいがちなんですけども。やはりそれが伝わるとは限らないというのは肝に銘じておきたいなと思います。ありがとうございます。

**辛島裁判官**： おっしゃったとおり、自分たちの犯罪っていうのは、受け取る人にとって、どのように受けとめられるか分からない表現でもありますし、そこに判断の基軸を選んでしまったら、何か怖いなという気がしておりました。弁護人の説明では、何か御記憶に残ってるものありますか。

**裁判員経験者 2**： はい。弁護人の方2名でやられてたんですが、私たちから見るときは、本当に弁護人なのかしらという印象を、私は受けました。ドラマの見過ぎかとは思いますが、熱血というんですか、そういった感じで弁護をされるのかなと思ったのですが、温度が違うのかなと感じるときがありました。

**司会者**： 熱意が少し伝わらなかったというところでしょうか。ありがとうございます。

それと、あと経験者の5番の方なんですけども、因果関係というところで、なおかつ、そこにその被害者の行為ですね。眼科の受診や治療が遅れたっていうことで、因果関係が認められないんじゃないかみたいな主張だったと思うんですけども、そこら辺について何か記憶に残る検察官の説明、あるいは裁判所からの説明等で、相当因果関係みたいな話になったのかなとは思いますが、そこら辺で何かお話できることございますでしょうか。

**裁判員経験者5：** はい。おばあちゃんが被害を受けたのが8月。それで、すぐに病院に行って、目が腫れてる状態で診察を受けた後、すぐまた病院来てくださいよと、お医者さんが言っただけなんですけど、11月までほったらかしにしたがゆえに、その水晶体が剥離してしまったということについて、その被害者であるおばあちゃんにも非があるのではないかということが問題になりました。検察官がばあつと、被告人に対して検察の供述調書ではこれはこうでしたよね、ああでしたよねとこう尋問されるときに、その被告人もですね、うーん、そうだったかな、うーん、そうやな、うーん、そうやったかなって、もう全部うなずくわけですね。で、どんどんどんどん被告人に対して悪い方向に行ってるのに、弁護人が異議ありと言わずに黙ってたので、たまりかねた裁判官が、検察官に対して、それ、そんなにまくし立てて、分かってないでしょうって言いながら、弁護人に対しても、何で異議ありって言わないんですかとか、休廷しますとか言って、そういう場面があったりしてですね。非常に驚いたんですけども。

ちょっと話がずれますが、要は、非常に私たちも難しかったです。この因果関係というものが、殴ったことと、水晶体が落ちたことと、その落ちる前から、もうおばあちゃんなので、剥がれかけてたんじゃないのということもあって、そこがすごく難しかったところでした。

**司会者：** ありがとうございます。眼科の先生とか、あと法医学者が来られて、力の程度とか、あるいは水晶体脱臼の原因が何かについて立証したというよう

な感じだと思いますけど。

**裁判員経験者 5 :** 立証したというよりも、分からないとおっしゃってましたですね。そういうことも、可能性もあると。だから、そういうふうに可能性はあるとおっしゃったので、僕らもどっちをとったらいいのという感じで悩みました。

**辛島裁判官 :** 弁護士さんも相当因果関係がないっていう主張で、相当因果関係ってというのは一体どういう意味かっていうことは、5番さんは腑に落ちる形で御理解いただけましたでしょうか。

**裁判員経験者 5 :** いや、理解してないですね。いまだに理解してないです。

**辛島裁判官 :** ありがとうございます。法律家も相当因果関係の相当って何だろうっていうことは本当に理解しているのかなとは思いますが、きちんと内実をお伝えするような努力をしなければいけなかったんだらうなというふうに思いました。

**司会者 :** 実際このような、皆さん、それぞれ難しい法律の要件が問題となる事案を担当していただいて、最後まで勤め上げていただいたということで、何か終わってみてやりがいのようなものとか、もしお感じになられてる点がありましたら、御紹介いただければと思います。どなたからでも結構なんですけど、やってみてどうだったっていうのは、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5 :** 私は今、他の裁判員の人と会をつくって飲み会やっていますので、すごく皆さん、真剣に考えて、悩んで、終わったときは、もう達成感があってですね。もう何か本当に抱き合うぐらいの感じで、終わったねという感じで。10日間だったんですけども、物すごくそういったものがありました。でするので、サラリーマンの方とか、自営の方とかいらっしたんですけども、すごく人生の1つの大きな宝のような時間を共有できたなというふうに思っています。それが本当にありがたくて、いまだにみんな集まっては、あのときこうだったらよかったねと、もう守秘義務なしで、みんなしゃべれるので、本当にありがたいなと思っています。

以上です。

**司会者：** はい。何度も言いますが、本当に真摯に取り組んでいただいて、本当感謝しています。ありがとうございます。

(休憩)

**司会者：** 再開をさせていただきます。先ほど休憩前に難しい法律要件が問題となる事件における審理及び評議ということで、いろんなお話をしていただいたんですが、法曹三者のほうからはこの話題が終わるに当たって、何か質問をされたいようなこととかございますか。

**山本検察官：** では、主に4番さん、責任能力の問題が論点になった事件なんですけど、私は以前、この事件とはちょっと違って、責任能力のみが争点という事件をやったことがあります。ただ、いきなりその冒頭陳述で責任能力とはとかいう話をしてですね。多分、まず本来の事件の概要をつかめていないのに、いきなりそのようなことを言われても分からないんじゃないかなということで、まず、その論点はありますよということだけ一言お伝えして、とりあえず事件の内容をわかってもらうということで、その冒頭陳述を先にやって。弁護人もその点について、それは殺人未遂事件だったんですけども、殺意はそんなに強くなかったことについての主張を先にしました。その後、責任能力に関する冒頭陳述を別にやりまして、そこから、責任能力の関係の立証になっていく。要は、専門家の先生に来ていただいて、精神科医の方に証言をしていただくという形で、2段階でやったことがあったんです。当事者としては、かなり工夫したつもりでやったんですけど、裁判員の皆さんの評判はさんざんでして、結局分かりにくいということと言われてしまったんです。今回、多分、分けずにやっているんだと思うんですけど、特に分けずにやったから分かりにくかったとか、そういうことは特になかったんでしょうか。

**司会者：** 多分、両方の例を経験してないので、なかなか難しいところがあるかもしれません。今回、冒頭陳述から責任能力については双方とも触れられていたのかなとは思いますが、それについて、分かりづらさを感じたところとか何

かありますかというような御質問だとは思いますが。

**裁判員経験者 4**：そうですね、責任能力は、発達障害という障害を持っているので、被告人にはないというお話から始まりました。冒頭から、そういう話になっていました。それに対して、裁判官の方がどう思われますかと。障害の話は、裁判員の中でも、ずっと話し合いになっていましたね。

**山本検察官**： そうすると、最初から責任能力についての話で分かりにくくなったとか、そういうことは特になかったように思うということなんですかね。説明をしていただいて、裁判官なり、当事者の説明があったので、とっつきにくくて、分かりにくくてっていうようなことは特には感じなかったんでしょうか。

**裁判員経験者 4**：そうですね。私たちの意見も聞いてくださったので、それに対して、ちゃんと説明も受けたので、はい。

**山本検察官**： ありがとうございます。

**司会者**： なかなか聞きなれない病名が出てきて、判断としては難しかったのかなと思います。お医者さんが来て、話をされたっていうことで、精神科医が来られたんですかね。

**裁判員経験者 4**：はい。精神科医の方が来られて、その被告人が親元を離れて、おばあちゃんのところで預かってて、親から愛情を受けてないがゆえに、こういう行為を行なったという話になってたので。それで、先生のほうから説明がありました。

**司会者**： ありがとうございます。

ほかはありますか。

**西谷弁護士**： では、弁護人のほうからも、弁護人の説明、特に難解な概念の説明で、ちょっとよく分かりにくかった点、逆によかった点ありましたら、教えていただけたらと思います。弁護人の場合は、検察庁や裁判所みたいに庁ではありませんので、もう本当に個別の個性で、工夫で、被告人のために最善を尽くすつもりで、それぞれの判断で努力してるんですが、弁護人の説明で分かり

やすかった点、逆に、ここはちょっと分かりにくくて改善してほしいという点があったら、教えていただけたらと思います。

**裁判員経験者 1**：弁護人のほうの意見というのは、今から思い返しますと、ちょっと記憶に残ってないというか、薄い。どういうことかという、検察のほうからは資料、最初にばあっと出されてると思うんですけど、そういうのは、弁護人のほうからは出なかったのかな。出さないんですか。

**司会者**：冒頭陳述ですかね。

**裁判員経験者 1**：そういうのっていうのは、いつも出さないものなんですかね。多分、見るものがないので、記憶に残らないのかな。

**西谷弁護士**：冒頭陳述とか弁論に関しましては、各弁護人の方針で、ペーパーレスでやる、紙なしで配らないで、私を見てくださって感じでプレゼンをする弁護人もいれば、書面を配って、見ていただきながらやるというような弁護士もいまして、それぞれの方針なんですけど、やはりペーパーはあったほうがよかったという感じでしょうか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。今から思い返してやると、そういうのがないので、思い出せないのかなというところがありますね。

**西谷弁護士**：それは審理のときも、やっぱり冒頭陳述のときのペーパーがあったほうが審理が分かりやすかったとか。裁判見てて見やすかったという感じでしょうか。

**裁判員経験者 1**：そうですね。確かに何かあったほうが、それをもとに話はしやすかったのかなと思いますね。

**司会者**：どうも残ってるものによると、最初には配られなかったようではありますね。

**裁判員経験者 2**：私たちのときは、弁護側の方のペーパーも検察側のペーパーもいただいてたんですけど、検察側のペーパーのときは、すご過ぎて、カラーコピーを使ってあったりだとか、枚数が多かったりだとかで、逆に、弁護側のペーパーは割と少ない枚数で、モノクロで、すごく差があったんですね。こ



れはフェアじゃないなって感覚があったので、何かお互い見比べて同じぐらいの量というのにしていただけたら、また見やすかったんじゃないかなとも思いました。

**司会者：** やはりこう枚数が多いほうが分かりやすかったってことになるんですか。それとも、逆になるんですかね。

**裁判員経験者 2：** 過剰に多い分には分かりにくいとは思いますが、やはり色もついてあって、これを参考書にしてみたいな状態にもなったので、やはり同じものがないなと思いました。

**西谷弁護士：** 弁護人側が、もうちょっと色をつけてしっかり書いてたほうがよかったですか。

**裁判員経験者 2：** というか、バランスが悪いなと思いました。せつかく。裁判所というところ、すごくフェアなところに来て、事実をもとにやっているのに、弁護側と検察側がえらく差が最初からついちゃってるなっていうのが残念だなと思いました。

**司会者：** そうでしたら、次の話題に行きたいと思います。裁判員裁判により参加しやすくするための方策ということで、特に今回、皆さん、争いのある事件で、なおかつ、難しい法律要件も問題となるということで、審理、評議をあわせると、なかなか日数もあったのかなと思っております。そういうこともありますので、この参加するに当たって、御家庭、あるいは、職場との関係で何か障害となったようなことがあったのかなかったのか。あるいは、参加したことについて、御家庭、あるいは、職場の人の受けとめはどうかといったようなところを御紹介いただければと思いますが、よろしいでしょうか。どなたからでも結構なので、よろしく願いいたします。

**裁判員経験者 3：** より参加しやすくなるための方法なんですけども、まず仕事ですよね。もちろん自営業の方や主婦の方も参加すると思いますけども、サラリーマンの方も裁判員裁判には参加すると思います。その中で、やはり休むと誰かに自分の仕事をしてもらうということになってくると思うんですよね。本

当に申しわけない気持ちになるんですよ。僕は裁判が終わると、すぐに職場に駆けつけて、30分でも1時間でもね。ちょっとでも仕事をしに行っていました。だから、その辺がちょっと仕事のことですね。もちろん、僕は一応国の病院で勤めてるんですけども、病院は裁判所のことだから、特休ということは認めるんですけども、でも、やはり僕たちの小さな部門の中では、僕が休むと、誰かがやるというのをですね。その辺のバックアップ体制ですね。うちの上司もその辺は理解があったので、じゃあ、彼は休むので、誰かがやってちょうだいねってことでね。まあバックアップ体制はとったんですけども、その辺が、やはりこの小っちゃい会社とかね。人員が少ない会社、余裕人員がない会社だとかは、ちょっと厳しいと思いますね。

あと、参加を促すためになんですけども、ちょっと僕もいろいろ考えたんですけどね。裁判員裁判って、本当に何ていうんですか。僕たちのときも、初めて来たときも、20人か30人ぐらいしかいなかったんですよ。もっといっぱいいると思ったんですよ。その中で、くじで選ばれるから、選ばれることはないだろうと思ったんですけども、本当にテーブルはいっぱいあったんですけども、来た人は半分ぐらいだったんですね。ああ、これ辞退してる人が多いのかなと思ったんですけども、その辞退もですね。いろいろホームページを見たら、正当な理由なく辞退すると、何か罰則がありますよというふうに見たんですけど、実際にその罰則というのをやってないっていうふうには聞いたんですよ。その辺の罰則。罰じゃないですけども、本当に何かそういうね。その選ばれたら来なさいよという、来なかったら罰則よっていうこともね。何かそういうことも考えてもいいのかなと思っています。

あと、裁判が終わってからですね。もちろんやった、やり切ったっていう、その充実感があったんですけども、裁判所からいただいたものは、こんな小っちゃいバッジですね。ここにつけるバッジと、あと、そのときの裁判官からの感謝状をもらったんですけども、もう少しね。何ていうんですか。例えば、総理大臣からの表彰とかね。何かそういうものがあって、もっと裁判員をやった

名誉っていう感じのそういうものがあつたら、もっとみんなやってみたいなと思うかもしれないですね。

あと、報奨金とかね。日当と交通費が払われるんですけど、そんなにまあ多くはないですよ。その辺も、そんなにもらえるんだつたら、やってみようかなとかね。まあちょっと気持ち的にはお金で釣るじゃないですけども、何かそういうのもあってもいいかなと思います。

**司会者：** いろいろと、どうもありがとうございました。

他の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 5：** 私自身が思うのは、今回、裁判員裁判に選ばれるという通知が来たときに、広報ビデオがありますですね。村上弘明さんと床嶋佳子さんが出てる。それがユーチューブで1時間にわたって公開されてるんですけども、それを見たんですね。それを見て、村上弘明さんが演じてるサラリーマンが私にぴったりだったので、これは私も行かなきゃいけないなという気持ちに駆られて、選ばれるんだつたら選ばれたいなという気持ちで行きました。そういった意味では、あの広報ビデオって、もう10年前なんですよ。もうちょっと最新なものに更新していただいて、この人が出るんやつたら、俺も出てみようかみたいなね。というような何か俳優を変えてみるとか、そういう広報活動にもうちょっと力を入れていただいてもいいんじゃないかなとも思います。

あとは、大人だけではなく、小学校、中学校、高校とか、いわゆる未来を担う子供たちに対しても、何か擬似裁判的なものを、もっとその教育の場からやるようにしたりとか、この前も大阪弁護士会がやってたハイヒール・リンゴさんが来てた舞台でも言ってましたが、キッズニアでその擬似裁判をやってみるとかですね。もっと国民一人一人が裁判員裁判というものを物すごくなじみの深いものにして、やってみたら、こういう充実感があるよとかいうものを、国民一人一人が、もう子供のときからなじめるようなものをやるといいんじゃないかなと、私個人的には思っています。

**司会者：** 今、特にお子さんの小学生、中学生の話、やはり模擬裁判のようなも

のを多くやるっていうことなんでしょうかね。

**裁判員経験者 5 :** はい。

**司会者 :** ありがとうございます。

**裁判員経験者 5 :** 教科書にも1行しか載ってないので。

**司会者 :** 裁判員裁判。

**裁判員経験者 5 :** はい。

**司会者 :** 子供に対する教育が重要ではないかということでしょうか。ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 4 :** 職場とかに私も参加したっていうことを言うと、必ず言われるのが、まあ女の人の友達ですけど、怖い、怖い。そんなんしたら怖いって言うんですね。いや、でも、私、行ってみてって、一応一通り説明、流れの説明をすると、怖いとかじゃなくてっていう説明をしても、いや、でも、やっぱり顔を見られてるんやったら、帰りに被告人の親族に後つけられてない、大丈夫とかいうふうにすごく心配されたので、もっとそういうのは怖くないっていうことを何かしらアピールできたら、参加する方も。私も実際怖かったけども、一応来る道とかも、帰る道も変えましたけど、でも、その後のメンテナンスというかね。ホットラインもありましたし、そういうので守ってくれるっていうのも説明したので、もうちょっとみんなに知れ渡るといいかなと思いました。

**司会者 :** 安心して参加できるということを、もう少し国民の皆さんに知っていただく必要があるんじゃないかと、そういうことでしょうか。ありがとうございます。

4番さん自身については、参加することについて、何か障害みたいなことは、御家庭、職場等とかはどんな感じでしょうか。

**裁判員経験者 4 :** 仕事は自営なものですから、会社に申し立てることもないので、問題なく。本当に人生1度きりで、こういう経験をさせていただいたのはすごく感謝してます。

**司会者：** どうもありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

**裁判員経験者 1：** 障害になったというのは、やっぱり仕事の調整をどうつけるかというところで、まあ自営業の方とか営業職であると、その間にお得意様から対応があったときに、その日は対応できないというようなことも正直言うと思います。その辺は調整をとっていかないと、理解をしていただくように説明していかないといけないのかなというところが、まあ障害といえば障害になりましたね。仕事の調整というところ。

あと、参加しやすくなるためというので、先ほどもお話あったように、ちょっと負のイメージがかなり多いのかなと思いますね。何か怖いとか、さっきもお話あったように、何か見させられてしまうと。それが心に残ってしまうというようなところのリスクがあるんじゃないかなというイメージは、すごくそれが先行してるような気はしますね。実際やってみますと、まあそういうこともありますけれども、もっと大切なこともあると思いますし、先ほども言われてるような充実感みたいなことも感じることもありますので、ちょっと負のイメージが先行してる、し過ぎのような気がいたします。

**司会者：** 今ちょっとお仕事の話が出ましたが、この調整というのは、何か日程的な問題等で難しい面がありましたでしょうか。どんな感じだったでしょうかね。

**裁判員経験者 1：** そうですね。私の場合、会社の同僚、上司の他に、自分のやってる業務のことをその都度説明して、代わりにやってもらうというようなところ。一時それがふだんの仕事以上にプラスでしていくというような、当然、そういうのが出てきます。まあそれは何とか理解を得て、そんなに大した問題ではなかったですけどね。問題はなかったです。

**司会者：** また、先ほどのお話で、何かマイナスのイメージが先行してしまってるんじゃないかというお話ありましたが、それを払拭するためには、どうしたらよいでしょうかね。何かお考えはありますか。

**裁判員経験者 1 :** うーん。まあ実際そこがやっぱり一番の、一番というか、大きな問題なのかなと思っているんですけども、インターネットとか見ますと、やっぱりそういうところが真っ先に出てくるので、なので、もうちょっと違う、実際感覚的には、私の担当したところはそのままでではなかったですから、もうちょっと本当のことが知れ渡るようになれば。そのためにどうしたらいいのかなってというのは。どうしたもんですかね。

**司会者 :** どうもありがとうございました。

2番の方、何か参加するに当たって、障害となったようなことがあるかどうか。あるいは、参加しやすくするための何か方策とか。何か御意見がありましたら、お伺いできればと思いますが。

**裁判員経験者 2 :** 障害に関しては、職場のほうは、いわゆる抽選っていうんですか。そこから裁判に選ばれて来てくださってというまでの期間が少し短いなと、私は感じました。間が5日ほどでしたので、で、まあ事前に、この期間、もし選ばれましたら、この期間は拘束されますよって言われてたので、職場のほうには休むかもしれないとは伝えてたんですが、逆に、選ばれなかったら、この期間どうしようかっていう不安もあったので。私は時給で働いているので、そういう不安もあったので、もう少し余裕を持って選んでいただけるとありがたいかなと。そうすることによって、皆さんも心に余裕を持って、裁判に挑めるのではないかと思います。

確かに、私も友達に言うと、怖いって意見が多くて。あと、そんな人前でしゃべるなんてできないってことが多かったので、やはり10年前の広報ビデオではなく、今風のもっとこう、みんながやりたいと思えるような何かをつくっていただければ、敷居が下がるのではないかと思います。

**司会者 :** どうもありがとうございました。実際に参加したことについて、職場の人の受けとめってというのは、それはどうでしょうか。

**裁判員経験者 2 :** 職場の皆さんは、きっと選ばれると思ってたっていう、何か前向きな意見だったので、余りないんですけど、その後、選ばれた方がいらっ

しゃったんですけど、介護ということを経験したんですけど、あ、あ、やっぱり経験した私が見本になってなかったんだなというのが、すごく反省点でした。

**司会者：** どうもありがとうございます。一通り経験者の方々の御意見をお伺いしたところではありますけども、裁判官、あるいは、検察官、弁護士のほうから何かお伺いしたいこととかございますか。

**辛島裁判官：**

いろいろ課題を教えていただいたなというふうに思っております。1番さんにお尋ねしたいんですけども、負のイメージが多っていうお話でありましたが、1番さんが裁判員裁判を終えられて、職場のほうに戻られて、職場におけるその後の裁判員裁判に対する受けとめ方が何か変わったか、そのようなことってありますでしょうか。

**裁判員経験者1：** 確かにそういうことで会社休んでますので、皆さん、大分興味がすごくあって、どんなことをやったんだというので、まず、守秘義務とか、もうみんな当然わかってるんですけども、一体それはどこからどこまでの範囲なのかというのが。まあ普通経験してないとわからないので、その辺の興味というのか、話をたくさん聞かれましたですね。で、変わったというのはその辺、職場は非常に興味を持って話を聞きたがったという状況でしたですね。

**辛島裁判官：** 興味を持っていただけるだけでも、すごく大きな1歩かなというふうに思いながら聞かせていただきました。ありがとうございました。

**司会者：** 今、ちょうど最後、守秘義務についての話が出ましたので、次の話題の守秘義務についての感想や意見について話を進めていきたいと思いますが、ここに指摘させていただいておりますとおり、恐らく評議の途中、あるいは、終盤に、裁判官のほうからも説明もあったとは思いますが、何を話しちゃダメで、何を話していいかということが区別がついたかどうか。あるいは、それがあつて、何か不自由を感じたことがあるかどうかですね。当然、裁判

員を務められた経験を、ほかの方に話していただくことは構わないですけども、何か不安を、ちゅうちょを感じることもあるかどうかといったようなところ、何か感想や御意見ありましたら、お伺いできればと思います。いかがでしょうか。

**裁判員経験者 5 :** 守秘義務については、まず裁判員に選ばれたときに、宣誓をするわけですけども、具体的には、評議が進んでいく中で、何をしゃべっていいかしゃべったらいけないのかっていうことが、本当にわからなかったもので、ずばり裁判長に確認したら、法廷で公になってることは、会社でも友人でも家族でもしゃべって構わないですよ。ただ、誰がこういうことを言った、裁判長がこんなことを言ってたとかいうのはやめてくださいねと言われたので、もうそこだけ気をつけるようにして、会社でも、いろいろ聞かれたときには、それを基準にしてお話しするようにしていますので、特に守秘義務があることで不自由に感じたことは、私はありませんでした。

あとは裁判員を経験したということで、会社にそれを報告したときに、やはり物すごい興味を皆さん持たれるので、いろいろ聞いてこられます。聞いてこられるときに、何でおまえはそんな悪いことして、おばあちゃんにそんなけがをさせたやつに対して、結局、判決は6年だったんですけども、もっと重い刑を下さなかったんだとかですね。いろんなことを言われました。言われましたけども、そればかりは裁判員として評議を重ねていった上でこうなったので、それはもう経験していただかないと分かりませんよという話はしたわけですけども、まあそういった面では、評議の内容を話せないことのもどかしさっていうものは物すごく感じました。

以上です。

**司会者 :** どうもありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 1 :** 特に何か不自由があったとか、そういうのはないですね。言っちゃいかんところっていうのは、その評議してるところの内容なので、余り



中身を聞きたがる人はいてないと思ひまして。今回殺人事件みたいなどだったので、そっちのほうの話のほうが、みんな興味を持って、どうだった、こうだったと聞くけれども。その結論はどうだったというのは、興味を持ってるみたいですけども、中でどんな話だったとか、細かい話までは聞かれることもないので、私もそこまで。はっきり誰が何言ったとかいうのも覚えてないので、その辺は特に不自由を感じたことはないです。

**司会者：** じゃあ、その経験を会社で他の方に話すに当たって、何か不自由な点があったとか、話しづらい点があったとか、そういうことはございますかね。

**裁判員経験者 1：** なので、その話、経験というよりも、そういう評議の中身については話せないということは、聞かれると、そういうふうに答えるだけであって、それ以上、聞きたがる人もいてないですし、もっと他のところに話はいろいろあるので、興味持ってもらった人には、その辺の話をしてますので、中身を突っ込まれて聞かれることはないですね。

**司会者：** はい、どうもありがとうございました。

他の方々はいかがでしょう。

**裁判員経験者 2：** 守秘義務があるので、もちろん話せないというのはあるんですけど、私も1番の方と近くて、意外に聞かれなかったっていうのが感想です。皆さん、知りたくないのかなって思いながら、たまに聞いてきた方がおっしゃるには、全て聞いちゃいけないんだと思ってたっていうところなので、やはりこれは大丈夫なんだよっていうのを、もうちょっと広く世間に言っただけるといいんじゃないかなと思いました。

**司会者：** 周りで何も聞いてはいけないと思ってる方が多かったっていうことでしょうかね。

**裁判員経験者 2：** はい、そうです。

**司会者：** そちら辺もう少しきちっと知ってもらう必要があるのではないかとということでしょうかね。

**裁判員経験者 2：** そうですね。ちょっと腫れ物って感じで思われてたみたい

で。

**司会者：** 絶対聞いちゃいけないことなんだと思って、誰も聞かなかったって、そういうことなんですかね。

**裁判員経験者 2：** 触れちゃいけないみたいな。

**司会者：** 触れちゃいけない。分かりました。ありがとうございます。  
他はいかがでしょうか。

**裁判員経験者 3：** 守秘義務ですけども、線引きですけども、先ほど5番さんが言われたとおり、裁判を傍聴して仕入れることはオーケー。評議で話したことはNG。この内容で、僕もそのスタンスでいろいろ聞かれたんですけども、話していました。僕は反対に、職場ではよく聞かれました。どうだったん、どうだったんとかね。聞かれない方は、本当に聞かれないんですね。で、それ、後で聞いたら、いや、それは聞いちゃだめなことなんでしょうっていう、何かね。そういう理解で聞かなかったっていう方はいらっしゃいましたけども、基本は、やはり知りたいんですよね。皆さん。だから、僕はその裁判の内容じゃなくて、どういうところで、円形のテーブルがあつてとかね。コーヒー飲み放題でしたよとかね。お菓子が出てきましたよとかね。そういう感じでね。おもしろおかしくじゃないですけども、まあ物すごくがんじがらめじゃなくて、まあそういうところで評議をしていくんだということを皆さんに知らせました。

また、うちスタッフ450人いるんですよね。病院の中で。あっちこっちからやっぱり聞かれるんでね。そのたびに、もう手を止めて話すのは面倒くさいので、A4の冊子を、こんな冊子をつくって、聞かれた方に、はい、これ読んでっていう感じで、こんな感じで裁判は行われていきます。あなたも選ばれるかもしれませんので、選ばれた際には、辞退せず、ぜひ行きましょう。あとは達成感が物すごくありますよということをPRしながら、裁判員裁判にもですね。PRじゃないですけども、そういうことを行っています。

**司会者：** ありがとうございます。ちなみにその冊子って、結構な人が持っている感じなんですかね。

**裁判員経験者 3 :** そうですね。何枚やろう。五、六十枚は配ったと思います  
ね。

**司会者 :** どうもありがとうございました。

**裁判員経験者 4 :** 守秘義務に関して。私も結構聞かれることが多かったんです  
けども、でも、やっぱり話していいこと、悪いことは頭の中に叩き込んで、そ  
ういう責任感を持って話そうと思ってたんですね。参加するのは、その怖いと  
かそんなんよりも、裁判官という日常では会えない賢い人たちとしゃべれるよ  
とか、もうそんな感じで、聞けないことも聞けるよって、ちゃんと分かりやす  
い言葉で教えてくれはるよとかいう、そっちのほうをどんどんアピールした  
ら、行ってみようかなという人が何人かいました。

**司会者 :** どうもありがとうございました。

そうしましたら、だんだんお時間も参ってきたところでありますので、ここ  
で、最後に皆さんのほうから、いろいろお話をいただいた上ではありますが、  
これから裁判員になれる方に、何かメッセージ等がありましたら、一言でも  
何でも結構なので、お話しただければというふうに思います。

**裁判員経験者 1 :** もし、こういうチャンスがあれば、ぜひ参加したほうがいい  
ですよというようなことをメッセージとして言いたいと思います。前も何かこ  
ういう機会が、ちょっと私行ったことがありましたんですけども、そのときも  
言ったんですけど、まあ例えれば、献血に似てるんじゃないかなというような  
ことを簡単に言えば思ったりもしてます。まあ多少のリスク、針が刺さって痛  
いというようなこともあるのかもわからへんけれども、まあこれ、誰かがやら  
ねばならぬようなことだと思いますし、まあこれも、また人でしかできないこ  
とじゃないかなと思ってます。そういうのに、献血に似てるんじゃないかなと  
思います。それをメッセージとしたいと思います。

**裁判員経験者 2 :** 先ほど1番の方がおっしゃった、人でしかできないことって  
いうのはすごくいい言葉だなと、私も思います。やはり経験しないと見れな  
い、よい世界がここにあるっていうのを、もっと広く皆さんに知っていただけ

ればなと思いますので、チャンスはやはり皆さん、ものにしたほうがいいっていうのを訴えたいと思います。

**裁判員経験者 3 :** まず、メッセージですけども、最初、選ばれたらね。怖いとかね。そういう何かどうしたらいいのというイメージあるんですけども、分からないことは、本当に詳しく教えてくれますし、1人じゃないのでね。絶えず裁判官に相談しながら、物事は運んでいきますので、説明もしてくれますので、ぜひ怖くはないということを伝えたいですね。あと、日ごろ体験できない裁判の一番前に座ったり、そういうこともできますので。ぜひ参加してもらったらいと思います。

**裁判員経験者 4 :** 私の周り、意外と選ばれたっていうのに選ばれなかったっていう人がいます。最初の段階で書類が来た、怖い、もう行きたくない、病院の何か検査を受けてきたとかいう早まった子もいたりしたので、とりあえず参加する意思を持って、どんどん。最後に選ばれるかどうかは、本当にやりたくてもできないことなので、最初の段階から、できるだけ参加の意思を示してほしいなと思いました。

**裁判員経験者 5 :** 加害者の方と、また、被害者の方の人生をかいま見るというか、そういう場に居合わせることができたというか。まあ今までの人生の中で、そういう場面がなかったので、ただ単にニュースを見て、殺人が起きた、盗難があった、強盗致傷があった。懲役何年とかいうことの表面だけを見ていたんですけども、この裁判員裁判に関わることによって、その一人一人の人生のその事件の裏側には、今まで積み重ねてきた幸せとか、その生きざまとかが積み重なって、こういうふうになったんだなということを、10日間、まあその8名で真剣に討議したことの何か時間の尊さというものをすごく私自身は今も思っています。ですので、通知が来たら、いろんな仕事とか、家庭のこととかあるかもしれませんが、ぜひとも経験していただきたいというふうに思います。

**司会者 :** 皆さん全員から、裁判所としても、法曹三者としても励みとなるメッ

セージをいただいたと思います。本当に感謝をしております。どうもありがとうございました。

それでは、最後に、この意見交換会に参加しております検察官、弁護士、裁判官からも一言、感想をいただければと思います。

**山本検察官：** 立場上、その裁判員の方と直接お話をする、もちろん今生きてる事件でということはないんでしょうけれども、そういう機会あんまりございませんので、こういう機会にて承ったいろいろな御意見を、また庁のほうに持ち帰りまして、最初にも申し上げたとおりなんです、明日からのいろいろな事件に反映させていければいいなと思います。どうもありがとうございました。

**西谷弁護士：** 難解な概念を分かりやすくということは、弁護士も、これからも努力を続けていかなければならない。ただ、直接の説明は、やはり裁判官の評議の中で、皆さん、徐々に理解していかれるようですが、弁護士としても、できるだけ法廷で分かりやすく伝えながら、整理手続の下準備なども努力していかなければならないなと思いました。その上で、弁護人には、熱意のようなものが、やはり皆様から期待されてるのかなと。被告人を守ろうとする熱意のようなものがないとやっぱりいけなくて、冒頭陳述のペーパー1つにとっても、検察官に見劣りしてしまうという、やはり現実の中で、こう熱意を持って弁護する。で、その結果として、先ほどおっしゃってくださったように、加害者と被害者の人生をかいま見るといような思いをしていただいて、それを多くの人が裁判員に参加する充実感につなげていってくださって、子供たちもそれをやってみたいな、自分も社会の一員としてやってみたいなというような形で展開して広げていけたらなと思いました。

**辛島裁判官：** 今日ここに集まってくださった5人の方が、これだけ裁判員裁判を深く受けとめてくださって、職場や家庭に御経験を持ち帰ってくださり、また、こういう場にお忙しい中来ていただいたことだけで、すごく感激もひとしおだと思っています。裁判員裁判10年たちましたが、次の10年で、さらによいものにしていくことが、私のほうの役目だと思っています。今日意

見交換会でいただいたところも、ぜひ生かして、10年後、よりよくなった裁判員裁判の姿を皆さんにお見せしたいなど、強く思った次第です。本日は、どうもありがとうございました。

**司会者：** 本当にどうもありがとうございました。それぞれ難しい事件について、裁判員を本当に真摯に取り組んでいただいた上、さらには、本日の意見交換会にも出席していただきまして、貴重な御意見をお伺いすることができました。本当に感謝しております。繰り返しにはなりますけども、今日いただいた意見を参考にして、今後のよりよい裁判員裁判を、私ども法曹三者としては目指していきたいと思えます。

本当に、今日はどうもありがとうございました。

以 上